

法務委員会 質問要旨

2020年5月26日
立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム
階 猛

1. 検察の信頼回復のために大臣として何をするのか
2. 検察官の「訓告」処分は年間平均でどれくらいの件数があるか
3. 黒川氏の「訓告」処分の手続きに問題はないか
4. 今回の「訓告」処分の判断に、首相や法務大臣はいかなる責任を負うか
5. 処分にあたり、事実関係の調査が極めてずさんではないか
6. 処分にあたり、「常習性」を認定しなかったのはなぜか
7. 処分にあたり、機密情報の漏洩リスクは考慮したのか
8. 処分にあたり、犯罪事実を秘して同意書に署名した事実は考慮したのか
9. 黒川氏への退職手当の支給を差し止めるべきではないか
10. 人事院の指針に照らして黒川氏の処分が不当に軽いことにつき、法務大臣としてどのように責任をとるか
11. 後にも先にもない勤務延長をそもそも不適任の黒川氏に認め、結果的に業務の継続に著しい支障が生じたことにつき、法務大臣としてどのように責任をとるか
12. 現行法の下で、今後も検察官の勤務延長を行うのか

答弁者は全て法務大臣

以上

・資料は追って提出